

変更届の記入例

1

届出日には
記入した日付をご記入ください。
変更日は不要です。

1

届出日 (記入日)	年	月	日
変更日	年	月	日

2

ご住所欄(※1)社名欄(※2)には、**登記上住所・社名・代表者氏名**をご記入ください。
※社名・住所・代表者氏名については、ゴム印でも可。
必ずご捺印ください。


変更届

(ご契約者の記名・押印) ※個人事業主の方は自署・捺印願います

〒765-4321

ご住所 ※1 例) 東京都台東区〇〇〇〇3-2-1
ビル等の名称・号室

例) 代表取締役 〇〇 〇〇

お名前 ※2 例) 株式会社オリコオートリース 

※1 ※法人所在地変更のお客さまは**新所在地**を申請者所在地としてご記入ください。

※2 ※**新しい社名・氏名**を(法人のお客さまは現代表者氏名も)ご記入ください。

株式会社 オリコオートリース 御中
株式会社 オリコオートリース 御中
(保証委託会社)

毎度オリコオートリースをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、お客さまよりご依頼いただきました「変更届」をお送りします。つきましては、現契約内容と変更された内容をご記入・ご返送ください。
社名(代表者)・所在地(代表者住所)を変更されるお客さまは、新・旧情報の記載が確認できる資料を添付してください。
※実印でのご契約者さまは、印鑑証明書(写)をご用意ください。
本人確認資料(例) 代表者: 運転免許証(写)、住民票(写)、印鑑証明書(写)、法人登記簿謄本(写)、印鑑証明書(写) (※1月以内のもの)

※書類返送先(FAXでは受付不可)
株式会社 オリコオートリース
〒110-0016
東京都台東区台東2-27-5
日土地御徒町ビル7階 契約管理部 宛

3

社名・登記上住所を変更するお客様は変更前・後にご記入ください。
本人確認資料として、
・**登記簿謄本(写)**
・**印鑑証明書(写)**
どちらか1点ご準備ください。
※**登記が変更後に**手続きください。
※代表者が変更になる場合は別途、手続きが必要となりますので、**弊社にお問合せ下さい。**

該当する事項を○で囲みご記入ください。

	【変更前】	【変更後】
会社名	フリガナ 例) 有限会社オリコオートリース	フリガナ 例) 株式会社オリコオートリース
会社所在地(登記上住所)	フリガナ 〒123-4567 例) 東京都千代田区〇〇〇〇1-2-3	フリガナ 〒765-4321 例) 東京都台東区〇〇〇〇3-2-1
代表者名	フリガナ	フリガナ
代表者住所	フリガナ 〒	フリガナ 〒
電話番号(会社・代表者)	-	-
携帯番号	-	-
FAX番号(会社・代表者)	-	-
事業所名又は使用場所名	フリガナ 例) 本店	フリガナ 例) 渋谷事務所
車両使用場所(上記所在地)	フリガナ 〒123-4567 東京都千代田区〇〇〇〇1-2-3	フリガナ 〒765-4321 東京都渋谷区〇〇〇〇3-2-1
電話番号	-	-
使用の本拠の位置	フリガナ 〒123-4567 東京都千代田区〇〇〇〇1-2-3	フリガナ 〒765-4321 東京都渋谷区〇〇〇〇3-2-1
電話番号	-	-

4

車両使用場所等を変更するお客様は変更前・後をご記入ください。
変更後車両使用場所が貴社HP等で確認できない場合は、
・**公共料金の明細(写)**
・**ご契約様宛の郵便物(写)**など
車両使用場所が確認できるものを1点ご準備ください。
※登記上住所と使用場所等の住所が同じ場合は記入不要です。
※**登記上住所が変更にならない**(支店や事務所に車を移動される)場合は**車両使用場所**にご記入ください。

5 **車検証上の変更が必要** 1. 要 2. 不要 ← **ご記入下さい**

※『変更届』をご返送頂いた後、車検証上の変更が必要な場合は下記書類をお送り致しますので、書類送付先をご記入下さい。
普通車の場合→委任状 軽自動車の場合→申請依頼書 ※左記書類の有効期限は発行日より2ヵ月となっております。 ※紛失又は期限切れによる再発行には再発行手数料が発生致します。

書類送付先	1. 変更後住所	2. 変更後使用場所	3. その他 (〒 -) TEL:(-)
-------	----------	------------	----------------------------

支店CD	5	8	2	オリコオートリースセンター	日本カーソリューションズ使用欄				オリコオートリース使用欄		
確認		登録		検印	検印	担当	検印	担当	ALIS登録	検印	担当

5

当変更届では、オリコオートリースにおけるお客様の各種情報のみ変更となります。合わせて、車検証の変更も必要(道路運送車両法 第12条 1項)となりますが、車検証の変更については、お客様ご自身で行っていただくこととなります。
「車検証上の変更が必要 (1.要)」に○印 および、書類の送付先をご記入ください。
手続きに必要な車検証変更書類をお送りいたします。
車検証の変更方法については、普通車の場合は運輸支局、軽自動車の場合は軽自動車検査協会のホームページをご確認ください。
普通自動車→http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000033.html
軽自動車 →https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_m_000003.html
変更後の車検証につきましては、当社へ送付いただきますようお願いいたします。